

# 大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。  
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。  
→口ご氏名：

## 【4月は3月1日から始まった新卒採用活動です】

3月から新卒採用活動が始まりました。  
みなさんも毎年、学生の就活開始時期のニュースを見たことがあるのではないのでしょうか。  
今回もよくある質問をご紹介します。

2021年3月卒業予定の学生の就職・採用活動についてのスケジュールが発表されました。

### ★いつから面接を開始していいの？

→大学3年生の3月より企業の広報活動（会社説明会）が解禁となり、実際に応募者との採用面接を行うのは6月から解禁となります。

### ★いつから内定を出して良いの？

→10月に内定を出すことが解禁されます。

大学3年生の3月

企業説明会

4年生の6月

採用面接

4年生の10月

内定

2022年3月卒業以降の就職・採用活動については改めて発表されますが、現行の日程を変更する可能性は低いとされています。

## ★最近できた「求人不受理」とは何？

→労働関係法令の違反があった企業や事業所などからの新卒者の求人申込みをハローワークや職業紹介事業者が不受理とすることができる制度です。

[対象となるケース]

賃金や労働時間などに関する規定で、過去1年間で2回以上、同一条項について是正勧告を受けている場合、等があります。

[いつから受理されるのか]（上記ケースの場合）  
勧告から是正されるまで+是正後6ヶ月経過となります。

職業紹介事業者もハローワークに準じた求人への取扱いを行うことが望ましいと指針で定められています。

採用活動に大きな影響を及ぼす可能性がありますので、事業主や人事担当者は気をつけておく必要がありますね。



採用活動でお困りごとがあればお気軽に弊社にご相談ください！

## 【編集後記】

突然ですが、みなさんにご自身の自動車をお持ちでしょうか？

2018年3月末の段階で乗用車の保有は、1世帯あたり1.49台ですが、最近では、若者の車離れがニュースになることもしばしば、、、  
それでも、自動車文化が残る日本

一方、ベトナムではバイク保有世帯が人口の9割近くあります。（自動車の保有率は1.6%）

街中がバイクだらけ、2人乗りはともかく家族4人で乗り合わせていたり、ベトナムへ行ったことのある方なら、その光景が思い浮かぶかと思います。



Q. なぜベトナムではバイクは重要なのか？  
ベトナムでは、まだ地下鉄の開発途中にあり、短距離を移動する交通機関がなく、通勤通学に最適なのがバイクになるからではないでしょうか。

Q. 自動車が普及していないのはなぜか？

### ① 自動車の価格が高い

これまで外国からの輸入車がメインだった為、関税や政府の手数料が上乗せされ、400万円前後が相場とされています。

ベトナム平均年収は約40万円ですので、自動車は富裕層が購入するイメージですね。

### ② 道路の整備が進んでいない

ハノイやホーチミンといった大都市でも、まだ全ての道路がキレイに整備されているわけではなく、歩行者用なのかと思う狭い道路や、舗装されておらずガタガタ、自動車では通ることができない道も多いです。

そんなベトナムに初の国産車が誕生します！

ベトナム不動産最大手ビングroupが、自動車製造に参入、自動車メーカー「ビンファスト」が誕生しました。国内工場にて2025年までに年間50万台を生産する計画を発表しています。



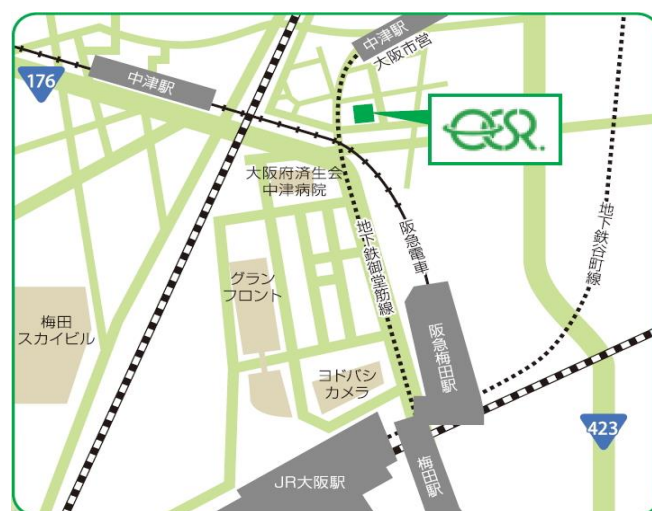
(左：SUV「LUX SA2.0」右：セダン「LUX A2.0」)

販売価格は200万円～と輸入車に比べて、手の届きやすい価格なのではないでしょうか。

昨年11月より受注は始まっており、2ヶ月で6700件の注文を獲得しています。今年の6月より購入者へ引き渡す予定です。

これからベトナムの交通事情はなるのでしょうか？！楽しみです！

大阪ホーチミン社労士事務所本店  
代表社労士 森啓治郎



## 【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店  
大阪市北区豊崎3-20-9-705  
メール「[info@ocsr.jp](mailto:info@ocsr.jp)」  
FAX「06-6131-4933」